

木城町小規模企業者経営支援「新規起業補助金」について

1. 補助対象 新規起業のための開業・開店等に係る以下の経費。(ただし、他の助成措置があるものは、その助成金額を除いた金額)
 - ・製造機器、工作機器、調理機器、冷凍冷蔵機器、電気・電子機器、建設機械、建設車輛等の導入に係るもの。ただし、車両の購入については、車体に企業名又は屋号を表示することを要する。
 - ・土地、空店舗、中古住宅等の購入費及び改修に係るもの。
空き店舗（居宅兼用）の活用を行う場合にあって、居住部分と事業部分とを物理的に遮断する必要がある場合には、その費用を含む。
 - ・備品（1万円以上のもの）その他必要と認めるもの。
 - ・審査会において、対象経費と認めたもの。
2. 補助対象外経費
 - ①車両のうち、以下に示すもの
「3」「5」「7」ナンバーの自動車（ただし、旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する道路運送法施行規則第51条の3第7号に規定する福祉自動車は除く。）
 - ②スマートフォン・パソコン・タブレット・プリンター、カメラ、生活家電など汎用性が高く目的外使用になりえるもの。
 - ③審査会において、対象外経費と認めたもの。
3. 補助率 事業開始のために必要な経費（税抜）の1/2以内 限度額 200万円
※ただし、空き店舗活用及び事業承継を伴う新規起業の場合には、上記補助限度額に100万円を加算する。
※補助金の交付までには、数ヶ月を要しますのでご了承ください。
4. 補助対象者
 - ①新たに町内において小規模企業者として事業を開始する者
 - ②申し込みのときまでに納期の到来している町の公租公課を完納していること
 - ③経営の内容及び資金の使途が明確であること
 - ④手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
 - ⑤事業者の構成員が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
 - ⑥風俗営業でないこと
 - ⑦木城町商工会に加入し、青色申告を行っていること

⑧所得税法及び地方税法に定める所得税、住民税並びに固定資産税（償却資産）等の申告及び納税を行うものとし、その申告納税状況について木城町職員が関係機関からの情報提供を受けることに同意をするもの。

4. そ の 他 ①この補助金は、1事業者1回限りとなります。
②商工業経営を廃止、町税等を滞納、偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたとき、この補助金の交付決定から5年以内に、木城町商工会を脱会したとき等は、補助金の一部または全部を返還していただくことになります。
5. 審 査 会 木城町小規模企業者経営支援審査会において内容を審査します。
この審査会の承認を得なければ、補助金の交付を受けることはできません。なお、審査会当日は出席していただくことになります。

相談申込日	審査会開催予定月
4月末日まで	5～6月
7月末日まで	8～9月
10月末日まで	10～11月

6. 必要書類等 ①木城町小規模企業者経営支援措置申請書（様式第1号）
②事業計画書
③収支予算書
④その他必要な書類
・創業計画書 ・見積書 ・町税等の納税証明書 ・開業届の写
・木城町商工会加入及び青色申告届出が確認できる書類
・誓約書及び同意書

※書類の記載等につきましては、木城町商工会で相談を受け付けてくれます。

○希望者は事前に地域政策課まちづくり推進係（電話 32-4727）までご連絡ください。